

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)
平成 29 年9月 22 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700091号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚) 第1700049号

第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は29万1,000円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年7月11日の標準賞与額を29万1,000円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和35年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日
② 平成20年7月11日

A社における平成20年7月の賞与の支給年月日について、年金記録では同年9月12日となっているが、同年7月11日に支給されたものであるので、請求期間①及び②の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、年金事務所が保有する平成22年9月9日に受付されたA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届(以下「賞与支払届」という。)により、同社は、請求者について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、標準賞与額を29万1,000円と記載して、届出を行っていたことが確認でき、オンライン記録においても、請求者の賞与支払年月日及び標準賞与額が賞与支払届と同一内容で記録されていることが確認できるところ、請求者から提出された預金通帳の写しにより、請求者は請求期間①において同社から賞与を支給されていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」及び預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間②にA社から29万1,500円の賞与を支給され、当該賞与額に

見合う標準賞与額（29万1,000円）に基づく厚生年金保険料（2万1,819円）を事業主により
賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、
請求期間②当時の事業主は既に亡くなっており、元取締役及び破産管財人は、同社に係る資料
について、保管している資料は何もない旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及
び周辺事情がないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの
厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事
務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないこと
から、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受) 第1700085号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国) 第1700016号

第1 結論

昭和58年1月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年1月から昭和61年3月まで

私は、昭和58年1月、妊娠をきっかけに会社を退職し、A市B出張所において、国民年金の加入手続を行った。同年12月にC市へ引っ越した際には、同市D出張所において国民年金の住所変更手続を行っていた。請求期間の国民年金保険料については、年によって、毎月納付か前納かの違いはあったと思うが、A市ではE銀行(現在は、F銀行)G支店において、C市に引っ越してからはH銀行I支店において、夫の分と一緒に納付していた。請求期間の保険料が未納とされているのは、非常に疑問なので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和60年9月4日に社会保険事務所(当時)からC市に払い出された記号番号のうちの一つであることが確認でき、当該記号番号前後の任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、請求者の国民年金の加入手続は、C市において同年11月頃に行われたものと推認され、オンライン記録によると、請求者の国民年金被保険者の資格取得日(昭和58年1月21日)を記録する事務処理が昭和60年12月10日に行われていることが確認できることから、当該国民年金の加入手続が行われるまでは、請求者は、国民年金に未加入であり、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認される昭和60年11月の時点では、請求期間のうち、昭和58年1月から同年9月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができず、同年10月から昭和60年3月までの期間については、保険料を過年度納付することができるものの、請求者は、保険料を遡ってまとめて納付したことはないと陳述している。

さらに、請求者が国民年金の加入手続を行い、毎月又は前納により国民年金保険料を納付し

ていたとするA市に、請求者の国民年金の加入状況及び請求期間当時の保険料の納付方法について照会したところ、同市は、請求者に係る国民年金の被保険者記録はないこと、及び保険料の納付は3か月ごとであった旨回答していることから、請求者の陳述と符合しない。

加えて、オンライン記録によると、昭和61年11月7日に国民年金保険料の過年度納付書が作成された履歴が確認できることから、当該納付書の作成時点では、請求期間のうち、同年3月以前の時効とならない期間に係る保険料は納付されていなかったことがうかがえる。

また、請求者は、厚生年金保険の記号番号、旧姓等が記載された年金手帳及びC市において払い出された国民年金の記号番号、同市における住所等が記載された年金手帳を提出し、当該2冊の年金手帳以外に年金手帳を交付されたことはないと陳述しており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、請求者に別の国民年金の記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。